

広島市立大学ウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務内容

(1) 業務名

広島市立大学ウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

<ウェブサイトリニューアル>

契約締結の日から2024年1月31日まで

<運用・保守>

2024年2月1日から2029年9月30日まで

(4) 上限価格

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

26,308,000円(税抜)

(5) 事業担当室

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

広島市立大学事務局企画室(企画グループ)

TEL 082-830-1666

E-mail: kikaku@m.hiroshima-cu.ac.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 2023年度において、広島市競争入札参加資格者として「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者、又は広島市以外の地方公共団体において同様の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加申込時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 本学の現在のウェブサイトと同規模以上のウェブサイト制作及び運用・保守業務の実績が、過去3年以内(2020年度以降)にあること。
- (5) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第

3項の規定による公表が現に行われている者、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 公募型プロポーザル参加申込

(1) 申込期間

公示日から2023年6月6日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。

(2) 提出場所

前記1-(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び会社概要（様式3）を作成し、前記1-(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

2023年6月12日（月）までに参加資格確認結果通知を発送する。

4 質問の受付と回答

(1) 提出期限

2023年6月2日（金） 午後5時00分

(2) 提出場所

前記1-(5)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

公示の日から2023年6月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。

イ 閲覧場所及び問い合わせ先

前記1-(5)に同じ。併せて、広島市立大学ウェブサイトにも掲載する。

5 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書

ア 表紙

「広島市立大学ウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、

社標などの提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

イ 企画提案

(ア) 仕様書に示す本学の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限効果を上げるための提案を行うこと。

(イ) 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(ウ) 別紙「ウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務提案依頼事項」に示す各項目の記載内容に基づき、以下について記載すること。

- ・ 企画内容（基本的な観点、構成、デザインコンセプト、導入したシステム、工夫した点など）
- ・ サイトマップ案（全体のおおまかな構成がわかるもの）
- ・ 業務を実施する人員及び推進体制
- ・ 実施スケジュール
- ・ 業務の進行管理方法
- ・ 運用・保守内容
- ・ 過去3年以内のウェブサイト制作及び運用・保守業務の実績
- ・ その他必要と思われる内容

(エ) 提案された内容については、追加仕様として取扱うので、提案に当たっては業務見積書の範囲内で実現可能なものを記載すること。

(オ) 提案内容において仕様書等にはない追加事項等がある場合、業務見積書に記載した金額に含まれる経費としてすべて受託候補者の負担とする。

(2) CMS 基本要件表

ア 公示仕様書別紙1の CMS 基本要件表に実現可否を記載すること。

(3) 業務見積書

ア 企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、1-(4)記載の上限価格を上回る業務見積書が提出された場合は失格とする。

※ 業務費内訳は、年度別に係る費用がわかるように記載すること。

イ 書面には、「広島市立大学ウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務に係る業務見積書」と記載するとともに、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社標など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

(4) 企画提案書等の提出部数等

ア 提出部数 正本 書面 1部

副本 書面 15部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部

イ 書式体裁 大きさは、A4判とし、両面印刷で20頁以内とする。（表紙及び目次は含めない。）

（資料やイメージ図、デザインサンプルなど、A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三ツ折にすること。）

ウ その他 企画提案書等は1者1提案とし、2以上の企画提案書等が提出された場合は失格とする。

(5) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 2023年6月28日(水) 午後5時00分

イ 提出場所 前記1-(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。)により提出すること。

6 企画提案書の説明

企画提案書の説明は2023年7月3日(月)午前9時00分から広島市立大学で開催することを予定しており、参加者に別途通知する。

参加者による提案内容の説明は20分以内、質疑応答は20分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。

※ 企画提案書の説明者は、各提案者3名以内とすること。また、企画提案内容等をプロジェクターなどで投影し、説明することは可とする。この場合、企画提案書提出の際に連絡すること。

7 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、本学が設置するウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 理事(法人経営担当)

副委員長 副理事(広報担当)

委員 ウェブサイトリニューアルワーキンググループ構成員

CDO(最高デジタル責任者)

事務局企画室長

事務局総務室長

(3) 審査基準

別紙「広島市立大学ウェブサイトリニューアル及び運用・保守業務提案依頼事項」に示す評価基準による。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

ただし、提案者の得点が、本学の求める最低水準(総得点の6割)に達していない場合は、受託候補者とししない。

また、最低水準に達する提案者がいない場合は、受託候補者の特定を行わないこととする。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後に、企画提案参加者全員の名称及び評価結果、受託候補者の特定結果等について、企画提案参加者に通知するとともに、本学ウェブサイトで公表する。

9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者と見積合わせを実施の上で、随意契約を締結する。

なお、契約金額は、業務見積書として提出された見積り金額を上限額とする。

(2) 契約を締結する場合において、受託候補者は契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すと同時に、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約を締結する。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金程度の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を本学に支払うものとする。

(4) 受託候補者との協議が整わなかったときは、その特定を取り消すと同時に、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

10 全体スケジュール

- | | |
|----------------|------------|
| ・2023年5月25日（木） | 公示 |
| ・2023年6月2日（金） | 質問書の受付期限 |
| ・2023年6月6日（火） | 参加申込締切日 |
| ・2023年6月28日（水） | 企画提案書の提出期限 |
| ・2023年7月3日（月） | 企画提案書の説明 |
| ・2023年7月中旬頃 | 審査結果通知予定 |
| ・2023年7月下旬頃 | 契約締結予定 |

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書が、その申込期限までに提出されなかった場合は、企画提案書等を提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成、提出及び説明に要する費用は、企画提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の、提出期限後における差替え及び再

提出は認めない。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等について、虚偽の記載その他不正行為をした場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に関する内容は、受託候補者特定の目的以外に企画提案参加者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年3月29日広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に開示する。
- (8) このプロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように、働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (9) この説明書に定めるもののほか、このプロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、審査委員会委員長と協議の上これを定め、企画提案参加者に通知する。
- (10) 最終的な仕様・内容については、特定した受託候補者の企画提案を基本とし、本学と十分に協議した上で決定する。

12 問い合わせ先

前記1-(5)に同じ。